

地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、山形県地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、被災した建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去等について協力を要請するに当たっての必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに大規模災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内の被災市町村が実施する次の各号の事業（以下「解体撤去等」という。）について、被災市町村からの支援要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- （1）被災した建築物等の解体
- （2）災害廃棄物の撤去
- （3）その他前各号に伴う必要な事業

（要請手続き等）

第4条 甲は、第3条の規定により乙に協力を要請するに当たっては、別に定める様式に基づき通知する。ただし、これにより難しい場合は、口頭により要請し、事後において、速やかに文書で通知する。

（解体撤去等の実施）

第5条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、機材等を調達し、市町村が実施する解体撤去等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は解体撤去等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第6条 甲は、解体撤去等に円滑な協力を得られるように、乙に県内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供する。

2 乙は、前条の業務を行うに当たり、必要な情報を甲に求めることができる。

（実施報告）

第7条 乙は、解体撤去等を実施したときは、別に定める様式に基づき適時甲に報告する。

(費用負担)

第8条 第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用については、当該解体撤去等に係る市町村が負担し、その価格は大規模災害時の直前における通常の価格を基準にして、乙と当該市町村協議のうえ決定するものとする。

(他被災都道府県への支援)

第9条 甲が、被災した他の都道府県に対して解体撤去等の支援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協会員の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく解体撤去等を円滑に行えるよう、人員、車両、資材等の状況について、別に定める様式に基づき毎年3月末日までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、乙に随時報告を求めることができる。

(連絡体制)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては生活環境部循環型社会推進課、乙においては一般社団法人山形県解体工事業協会事務局とする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議のうえ定める。

(実施期日)

第14条 この協定は、平成23年11月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成23年11月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県

山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市大森4番47号

一般社団法人山形県解体工事業協会

代表理事 尚

